

逗子市コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）推薦団体選定基準

（目 的）

第1条 この基準は、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業のうちの自主防災組織育成助成事業（以下「コミュニティ助成事業」という。）の対象団体として逗子市が推薦する団体を決定するための基準を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この基準における団体とは、逗子市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱第2条第1号に規定する自主防災組織をいう。

（推薦団体）

第3条 コミュニティ助成事業に推薦する団体は、1団体とする。

2 推薦する団体は、次に定める方法により決定する。

- (1) 申請する団体が複数あるときは、過去においてコミュニティ助成事業による助成金の交付を受けたことのない団体を優先し、更に、次の表の各項目に応じ定める点数の総計が最も高い団体とする。

審査項目	審査基準（点数）
①逗子市自主防災組織強化事業費補助金の活用実績	・ 前年度活用した団体（1点） ・ 前年度活用しなかった団体（0点）
②過去の助成実績	・ 過去の助成実績がない団体（3点） ・ 6年以上前に助成実績がある団体（1点） ・ 5年以内に助成実績がある団体（0点）
③不採択回数	・ 不採択回数分につき1点ずつ加算

- (2) 前号の規定により計算された点数の総計が最も高い団体が複数ある場合は、その団体間における抽選により決定する。

附 則

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

令和 年度 逗子市コミュニティ助成事業
(自主防災組織育成助成事業) 推薦団体選定審査表

審査日 年 月 日

逗子市コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）推薦団体選定基準（平成 27 年 8 月 1 日施行）第 3 条の規定に基づき次のとおり推薦団体を決定します。

推薦団体

1 団体名

代表者住所

代表者名

【選定基準第 3 条第 2 項に基づく審査表】

団体名	①逗子市自主防災 組織強化事業費補 助金の活用実績	②過去の助成 実績	③不採 択回数	①～③ の合計	推薦